

○宮崎大学医学部附属病院病理部運営委員会規程

〔平成16年4月1日
制 定〕

改正 平成19年3月5日 平成19年6月12日
平成24年3月28日 平成25年3月27日
平成27年9月16日

(趣旨)

第1条 この規程は、宮崎大学医学部附属病院病理部規程第5条第2項の規定に基づき、宮崎大学医学部附属病院病理部運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 委員会は、病理部の運営に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病理部長
 - (2) 病理部副部長
 - (3) 診療科の科長のうちから2人(内科系及び外科系から各1人とする。)
 - (4) 病理学講座の教授
 - (5) 医学部及び附属病院の准教授又は講師のうちから2人(内科系及び外科系から各1人とする。)
 - (6) 医事課長
 - (7) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第3号、第5号及び第7号に掲げる委員は、医学部附属病院運営審議会の議を経て、病院長が委嘱する。ただし、同項第3号の委員については、あらかじめ、医学部長の承諾を得るものとする。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第5条 委員会に委員長を置き、病理部長をもって充てる。
- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
 - 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ、委員の中から委員長の指名する者がその職務を代行する。
 - 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(標本室利用者会議)

- 第8条 委員会に、標本室の管理・運営を病理部で行い、利用者が有効活用する標本室利用者会議(以下「利用者会議」という。)を置く。
- 2 利用者会議に議長を置き、病理部運営委員会委員長をもって充てる。
 - 3 利用者会議は、議長の指名する者で構成する。
 - 4 利用者会議は、必要に応じて適宜開催するものとする。
 - 5 議長は、利用者会議において審議した結果を委員会に報告するものとする。

(事務)

第9条 委員会及び利用者会議の事務は、医事課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。